

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律について

1 特定外来生物の定義

海外起源の外来種であって、在来生物とその性質が異なることにより生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの（2020. 11. 2現在156種類）

2 法の目的及び内容

(1) 目的：生物の多様性の確保，人の生命及び身体の保護，農林水産業の健全な発展

(2) 内容：規制及び防除

ア 規制

- ・飼養等（飼養，栽培，保管，運搬），輸入，譲渡し，放出等の原則禁止
- ・措置命令等，報告徴収及び立入検査
- ・罰則規定

イ 防除

- ・主務大臣等による防除
- ・主務大臣等以外の者による防除

3 特定外来生物の防除に係る外来生物法上の規制との関係

(1) 外来生物法による保管，運搬の禁止

- ・防除した特定外来生物を、生きたまま持ち運んだり、保管したりすることは禁止されている。
- ・植物はその場で枯らせば運搬することは可。ただし、枯らせている間に飛散しないよう管理を要する。
- ・動物はその場で捕殺すれば運搬することは可。ただし、鳥獣については、別に鳥獣保護管理法の捕獲・殺傷の規制がかかる。また、捕殺は苦痛を与えない方法によるよう努める必要がある。（動物の殺処分方法に関する指針）

(2) 外来生物法による保管，運搬の禁止規定が適用されない場合

ア 許可を受けた場合

学術研究，博物館等における展示，教育等の目的の場合

イ 主務大臣が防除の告示を行い実施する場合。

ウ 地方公共団体が主務大臣の確認を受けた上で実施する場合

エ 民間団体等が主務大臣の認定を受けた上で実施する場合

オ 法に規定する例外に該当する場合

地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い緊急に引き取り処分するために一時的に保管又は運搬をする場合など，法に規定するやむを得ない事由がある場合

カ 地域住民やボランティア等による特定外来生物（植物）の防除の場合

地域住民やボランティア等による，特定外来生物である植物の防除を目的とした小規模な活動であって，一定の条件を満たす場合

4 ナガエツルノゲイトウの防除における留意点

国の確認を受けた防除計画に基づき実施する場合以外は、生きたまま保管・運搬ができない。このため、防除した個体を処分場まで運搬する前に、その場で乾燥させ枯死させることになるが、本種については、生命力が強いため、相当長期間が必要となる。

【参考】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抄）

第一章 総則

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの の個体（卵、種子その他政令で定めるもの を含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

第三章 特定外来生物の防除

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示 しなければならない。

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

第六章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第四号に該当する者を除く。）

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑

アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）の防除に関する件

（平成十七年環境省告示第五十八号）

- 1 防除の対象 アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域（ことに、アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ。以下単に「ナガエツルノゲイトウ」という。）が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ナガエツルノゲイトウが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

- 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 三 その他の地域（前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）
- 5 防除の内容
- 一 防除の方法
 - イ 調査

- (1) ナガエツルノゲイトウの全国的な生育状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
- (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

ロ 採取

地域の状況に応じ、効果的な手法で採取を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

(2) 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

ハ 防除により採取した個体の処分

- (1) 採取個体は防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 採取個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(3) 採取個体を飼養等しようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ニ モニタリング

生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。
6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、その内容は本公示の内容に沿ったものであること。

二 当該防除実施計画の策定に当り地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画に記載していること。

三 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画に記載していること。

四 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していることについて、防除実施計画に記載していること。

五 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実施計画に掲載し、又は添付していること。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

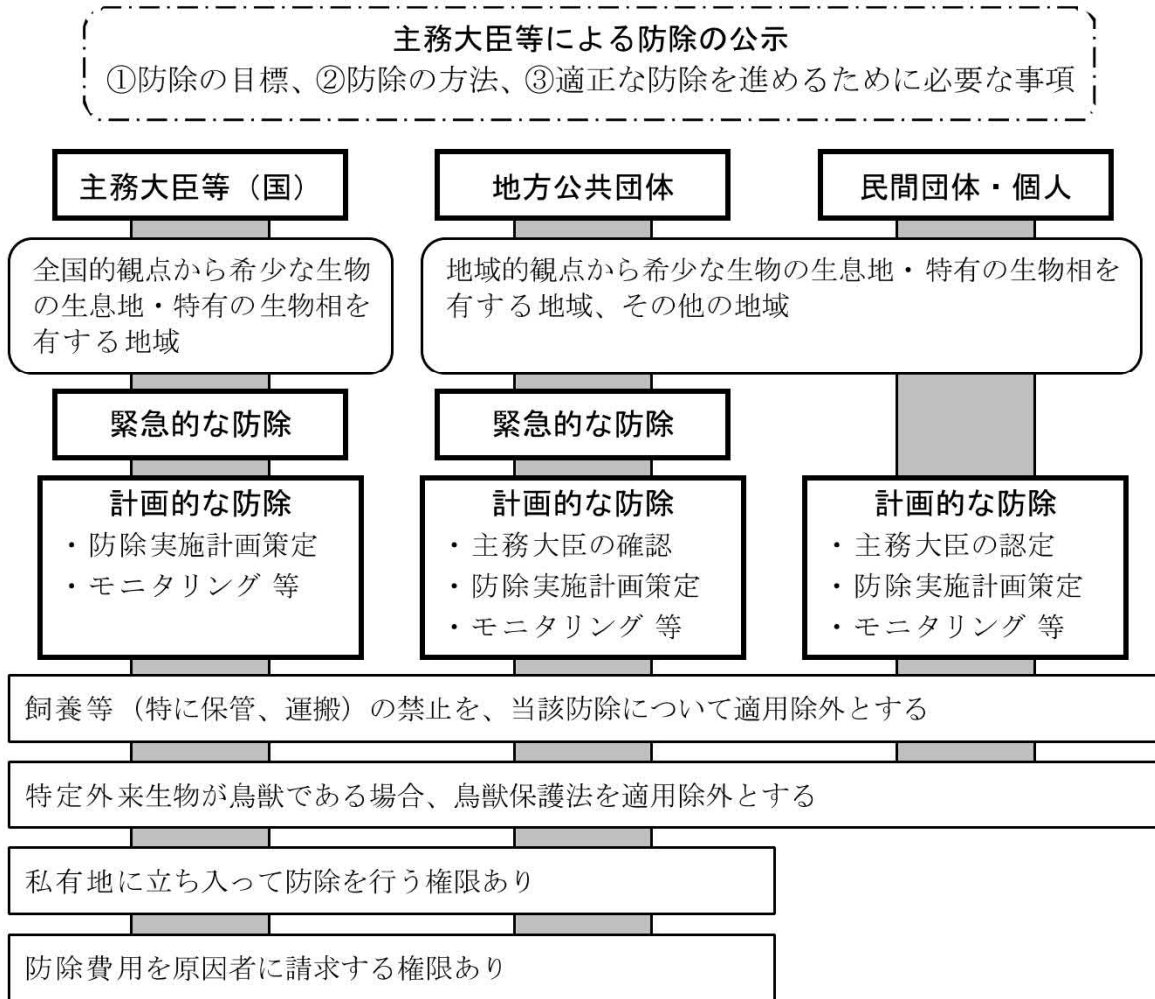
二 普及啓発の推進

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。
各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

特定外来生物の防除について

【外来生物法に基づく特定外来生物の防除】

特定外来生物による生態系等に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、防除を行う。



【特定外来生物被害防止基本方針における防除の考え方（抜粋）】

- 特定外来生物が生態系等に被害を及ぼすおそれがある場合、必要に応じ、防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行う。
- 地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。
- 特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体及び土地の所有者・管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要。